まんのう町

第4期障害者福祉計画における

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年2月

まんのう町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 障害者を取り巻く状況	4
1. 人口の状況	4
2. 身体障害者の状況	5
3. 知的障害者の状況	8
4. 精神障害者の状況	9
5. 障害児の就学の状況	10
6. 障害者の雇用・就労の状況	13
7. アンケートからみた障害福祉サービスの利用状況	14
第3章 計画の基本的方向	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	20
3. 基本的な視点計画の位置づけ	21
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	23
1. 計画の基本理念	23

2. 障害福祉サービス等に関する成果目標	25
3. 障害福祉サービス等の事業量見込み	37
4. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み	45
5. 地域生活支援事業の事業量見込み	47
第6章 計画の推進と評価	54
1. 計画の推進	54
2. 計画の点検・評価	55
資 料 編	56

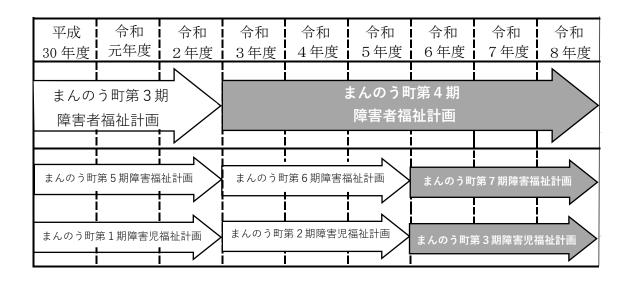
第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するため、近年の障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年2月に「障害者福祉計画」(計画期間:令和3年度~令和8年度)を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進しております。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく「障害福祉計画」は、3年ごとに見直しを行いながら第6期の計画期間(令和3年度~令和5年度)を満了しようとしています。さらに、障害児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するため策定された、第2期障害児福祉計画についても3年の計画期間(令和3年度~令和5年度)が満了しようとしています。

計画期間中には、「障害者基本計画(第5次)」が令和5年3月に策定され、第6期障害福祉計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の一部改正が令和5年5月に行われました。また、平成30年4月には改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画が上位計画として位置づけられました。複雑化、多様化する障害者をめぐる諸課題を、自助、共助、公助の枠組みで整理し、地域ぐるみで解決していくことが求められています。

そこで、本町においては「第4期障害者福祉計画」で立てた基本的方向を踏襲し、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した「まんのう町第7期障害福祉計画・まんのう町第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。



2. 計画の位置づけ

(1) 障害者福祉計画

障害者福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。

町における障害者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、住民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる計画です。

令和3年度から8年度までの計画を策定済みです。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

『障害福祉計画』は障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として 策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び 相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、成果目標及び確保すべきサービ ス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく『市町村障害児福祉計画』として、 障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』は、第6期・第2期(令和3年度から令和5年度)に係るサービス見込み量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

障害者計画の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものです。

3. 計画の策定体制

(1) 障害者(児)実態調査の実施

障害福祉サービス等、児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込み量と確保のための方 策をより一層進めていくための基礎資料とすることを目的として実施しました。

配付数	有効回収数	有効回収率
200件	100件	5 0 %

(2) 計画策定委員会の開催

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・教育・福祉関係者、行政関係者、障害者等の 意見を反映させるため、「まんのう町障害福祉計画等策定委員会」において、協議を重ねて いただきました。

(3) パブリックコメントの実施

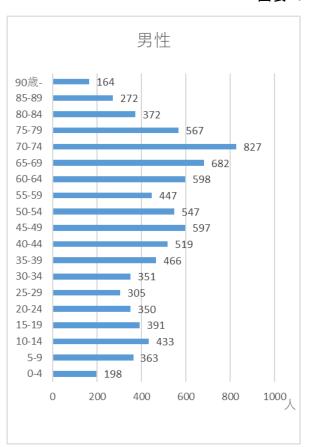
令和5年12月に計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第2章 障害者を取り巻く状況

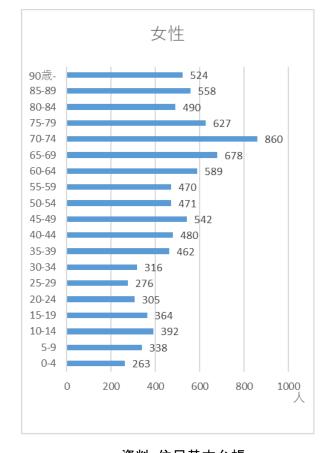
1. 人口の状況

本町の人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在で、男性 8,449 人、女性 9,005 人、合計 17,454 人です。

年齢区分別に見ると、男女ともに 70~74 歳、65~69 歳の人数が多くなっています。40~44 歳より下の年齢で、500 人越えの人口の年齢はなく、減少傾向が見られることから、益々高齢 化率が上昇することが見込まれます。



図表 1 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳

2. 身体障害者の状況

(1)身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在872人と、総人口の5.0%となっており、うち65歳以上の高齢者が711人と、全体の81.5%を占めています。

障害種別に見ると、肢体不自由が 425 人 (48.7%) と最も多く、次いで内部障害が 279 人 (31.9%) となっています。また、重度障害 (1、2級)、中度障害 (3、4級)、軽度障害 (5、6級)で区分すると、中度障害者 (3、4級) は 431 人で、全体の 49.4%を占めています。

図表 2 障害種別等級別身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
冲古性 加	十图777	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18~64歳	3	4	0	0	2	0	9
7九兄四百	65歳以上	27	12	2	4	1	3	49
	合計	30	16	2	4	3	3	58
	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
聴覚•平衡	18~64歳	1	6	1	1	0	1	10
機能障害	65歳以上	5	8	13	28	0	35	89
	合計	6	15	14	29	0	36	100
	18歳未満	0	0	0	0			0
音声•言語	18~64歳	0	0	1	3			4
障害	65歳以上	0	0	6	0			6
	合計	0	0	7	3	0	0	10
	18歳未満	3	0	0	0	0	0	3
肢体不自由	18~64歳	23	19	12	25	12	7	98
及件行台田	65歳以上	39	36	79	119	34	17	324
	合計	65	55	91	144	46	24	425
	18歳未満	0	0	0	0			0
内部障害	18~64歳	20	1	3	12			36
기마무급	65歳以上	119	2	41	81			243
	合計	139	3	44	93	0	0	279
	18歳未満	3	1	0	0	0	0	4
合計	18~64歳	47	30	17	41	14	8	157
	65歳以上	190	58	141	232	35	55	711
	合計	240	89	158	273	49	63	872

資料:福祉保険課(令和5年3月末現在)

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、平成30年からの4年間で143人、14.1%の減少となっています。

等級別に見ると、6級は横ばい傾向となっていますが、その他のすべての等級は減少傾向 で推移しています。

図表 3 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	292	265	269	257	240
2級	112	102	96	92	89
3級	189	191	182	173	158
4級	295	309	295	288	273
5級	60	58	52	52	49
6級	67	68	65	64	63
合計	1,015	993	959	926	872

資料:福祉保険課(各年度末現在)

(3) 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別ごとに平成30年度からの推移を見ると、すべての障害種別が減少傾向にあります。

図表 4 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	75	72	69	63	58
聴覚•平衡 機能障害	106	104	100	103	100
音声·言語 障害	11	12	11	9	10
肢体不自由	537	514	483	462	425
内部障害	286	291	296	289	279
合計	1,015	993	959	926	872

(4) 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢区分別に見ると、18歳未満は横ばい傾向にありますが、18歳~64歳及び65歳以上は減少傾向となっています。

図表 5 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	5	4	3	4	4
18歳~64歳	180	171	172	173	157
65歳以上	830	818	784	749	711
合計	1,015	993	959	926	872

3. 知的障害者の状況

(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和 4 年度末現在 164 人と、総人口の 0.9%となっています。程度別に見ると、® (中度) 及び B (軽度) が 100 人で全体の 61.0%を占めています。

平成30年からの推移を見ると、Bは増加、それ以外は横ばい傾向となっています。

図表 6 障害程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	30	28	28	28	27
Α	39	39	40	40	37
B	52	54	54	54	52
В	36	37	41	43	48
合 計	157	158	163	165	164

資料:福祉保険課(各年度末現在)

(2)年齢区分別療育手帳所持者数の推移

年齢区分別に見ると、18歳~64歳は横ばい、18歳未満及び65歳以上は少しですが増加傾向にあります。

図表 7 年齢区分別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	29	30	35	31	33
18歳~64歳	112	111	112	115	112
65歳以上	16	17	17	19	19
合 計	157	158	164	165	164

4. 精神障害者の状況

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 4 年度現在 113 人と、総人口の 0.6%となっています。

平成30年度からの推移を見ると、1級は横ばい、2級及び3級は増加傾向にあり、全体を 見ると43人(38.1%) 増加しています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	9	11	10	12	12
2 級	40	41	50	54	60
3 級	21	25	25	32	41
合 計	70	77	85	98	113

資料:福祉保険課(各年度末現在)

(2)年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢区分別に見ると、18歳未満と65歳以上は横ばい傾向にあり、18歳~64歳は増加傾向にあります。平成30年度から令和4年度にかけて1.6倍に増加しています。

図表 9 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	0	1	3	2	7
18歳~64歳	56	58	63	73	87
65歳以上	14	18	19	23	19
合 計	70	77	85	98	113

(3) 自立支援医療(精神通院医療)利用者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)利用者数は、以下のとおりです。

図表 10 年齢区分別自立支援医療(精神通院医療)利用者数の推移

(単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	8	6	5	5	7
18歳~64歳	128	129	109	116	122
65歳以上	31	39	28	26	19
合 計	167	174	142	147	148

資料:福祉保険課(各年度末現在)

5. 障害児の就学の状況

(1)特別支援学級の設置及び就学状況

令和5年5月1日現在、町内の特別支援学級の設置状況は、小学校6校15学級、中学校1校3学級となっています。

図表 11 特別支援学級の設置及び就学状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	児童数	993	987	982	967	931
	学校数	6	6	6	6	6
小学校	設置校数	6	6	6	6	6
	学級数	12	13	13	14	15
	特別支援学級 児童数	21	23	27	39	36
	生徒数	439	458	456	459	474
	学校数	1	1	1	1	1
中学校	設置校数	1	1	1	1	1
	学級数	2	3	4	3	3
	特別支援学級 生徒数	11	13	15	8	15

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(2) 障害種別ごとの特別支援学級の児童・生徒数の推移

障害種別ごとに特別支援学級の児童・生徒数を見ると、令和4年5月1日現在、小学校では自閉症・情緒障害が25人と、小学生全体の56.8%を占めています。また、中学校では自閉症・情緒障害が8人と、中学生全体の53.3%を占めています。

図表 12 障害種別ごとの特別支援学級の児童・生徒数の推移

区	分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	小学校	学級数	5	6	6	6	6
知的障害	17十八	児童数	11	14	17	20	16
VIII 가루 디	中学校	学級数	1	1	2	1	1
	十十次	生徒数	8	7	5	1	6
	小学校	学級数	4	4	5	6	6
自閉症•	11.1X	児童数	6	6	6	16	25
情緒障害	中学校	学級数	1	1	2	1	1
	十十八	生徒数	3	5	10	5	8
	小学校	学級数	1	1	1	0	0
 肢体不自由	小士似	児童数	1	1	1	0	0
水体パ白田	中学校	学級数	0	0	0	0	0
	中字校	生徒数	0	0	0	0	0
小学坛	小学校	学級数	1	1	0	0	0
難聴	小十枚	児童数	1	1	0	0	0
美田 400	中学校	学級数	0	0	0	0	0
	中子议	生徒数	0	0	0	0	0
	小学校	学級数	1	1	1	2	3
使 記	小十枚	児童数	2	1	3	3	3
病弱 中学校	计杂计	学級数	0	1	0	1	1
	中子议	生徒数	0	1	0	2	1
計	小学校	学級数	12	13	13	14	15
	小子仪	児童数	21	23	27	39	44
āl	中学校	学級数	2	3	4	3	3
	中子校	生徒数	11	13	15	8	15

資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

(3)特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

図表 13 特別支援学校への就学状況

(単位:人)

区分	小学部	中学部	高等部	合計
聾学校	0	0	0	0
香川中部支援学校	0	0	0	0
香川丸亀支援学校	8	3	0	11
善通寺支援学校	2	1	0	3
香川西部支援学校	0	0	0	0
学) 光の村学園	0	0	0	0
高松支援学校	0	0	0	0
香川大学教育学部附属特別支援学校	0	1	0	1
合計	10	5	0	15

資料: 学校教育課(令和5年5月1日現在)

(4) 通級指導の児童数の推移

通級指導の児童数の推移は、以下のとおりです。

図表 14 通級指導の児童数の推移

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
児童数	21	16	18	12	11

資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

6. 障害者の雇用・就労の状況

(1) 香川県の企業における障害者雇用率

令和4年6月1日現在、香川県にある企業の障害者の雇用状況は以下のとおりで、障害者 雇用率未達成企業の割合は、全体の56%となっています。

図表 15 香川県の企業における従業員数別障害者雇用率の状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 未達成企業 の割合(%)
43.5~99人	492	32,196.0	597.5	1.86	263	53.5
100~299人	291	44,037.0	950.0	2.16	176	60.5
300~499人	53	18,549.0	408.5	2.20	31	58.5
500~999人	26	15,928.0	355.0	2.23	12	46.2
1,000人以上	20	40,825.5	955.5	2.34	12	60.0
計	882	151,535.5	3,266.5	2.16	494	56.0

資料:香川県労働局(令和4年6月1日現在)

(2) 町の障害者雇用状況

令和 5 年 6 月 1 日現在、まんのう町役場における障害者雇用率は、2.36%となっており、0.24%の未達となっています。

図表 16 町の障害者雇用状況

部局	職員数	対象職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
事務部局	377人	340人	8人	2.36%	2.6%

資料:総務課(令和5年6月1日現在)

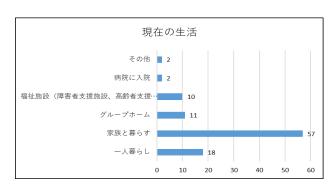
7. アンケートからみた障害福祉サービスの利用状況

(1) 現在の生活と将来の暮らしについて

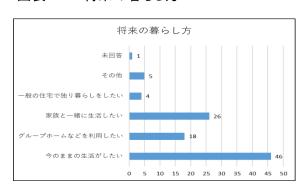
現在の暮らしでは障害福祉サービスを利用している方及び児童(児童の保護者)の半数以上が「家族と暮らしている」となっており、次に「一人暮らし」が全体の18%、「グループホーム」が11%、「福祉施設」が10%となっています。

将来の暮らしについては「引き続き今の生活がしたい」が最も多く 46%となっています。このことから現在の生活をできる限り続けたいと思っている方が多くいるということが 分かります。

図表 17 現在の生活

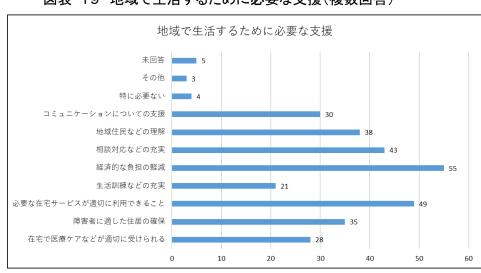


図表 18 将来の暮らし方



(2) 地域で生活するために必要な支援

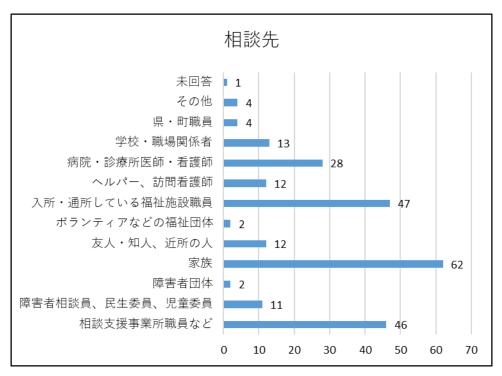
地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が全体の約20%「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応などの充実」がそれぞれ約15%、また「地域住民などの理解」や、「障害者に適した住居の確保」、「コミュニケーションについての支援」といった部分についても高く求められています。



図表 19 地域で生活するために必要な支援(複数回答)

(3) 相談先について

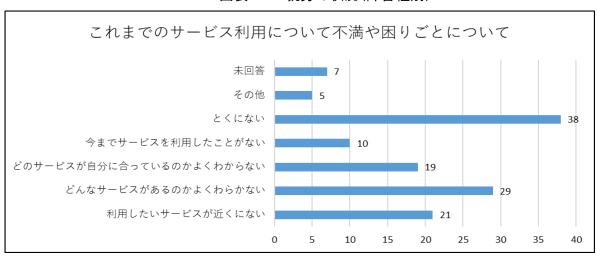
主な相談先は、「家族」が25%と最も高く、次に「福祉施設職員」、「相談支援事業所職員」が約20%ずつとなっています。



図表 20 相談先について(複数回答)

(4) これまでのサービス利用について不満や困りごとについて

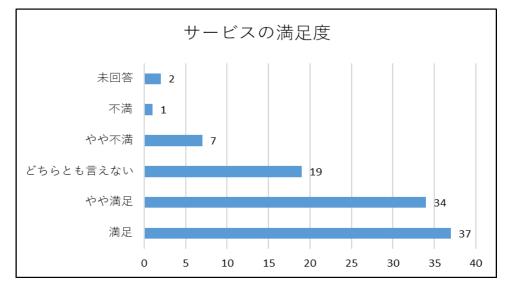
「特にない」以外でみると、「どんなサービスがあるのかよくわからない」人が22%、「利用したいサービスが近くにない」が16%、となっています。その他の理由としては、『お世話になっている福祉事業所さんに平日のデイも、お願いしたいが、送迎サービスがないので、子どもを預けにくい』『町内にグループホームなどの施設がない』といった回答がありました。



図表 21 就労の状況(障害種別)

(5) 現在のサービスの満足度について

現在のサービスの満足度については、「満足」「やや満足」が 71%となっていますが、「やや不満」、「不満」が 8%となっています。



図表 22 現在のサービスの満足度

(6) 障害福祉サービスのどんな点が不満かについて

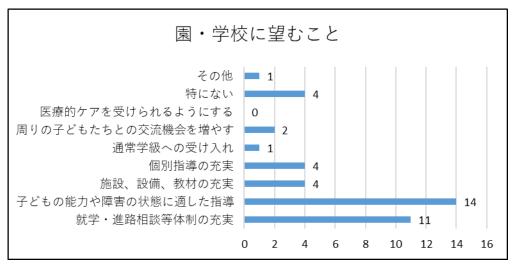
「不満」、「やや不満」と回答した方について、不満な点をみてみると、「一時的な入所・預かりができる施設が少ない」、「障害者用のグループホームが少ない」、「在宅生活を支えてくれるサービスが少ない」が最も多くなっています。



図表 23 障害福祉サービスのどんな点が不満か(複数回答)

(7) 保育園・こども園・学校に望むこと

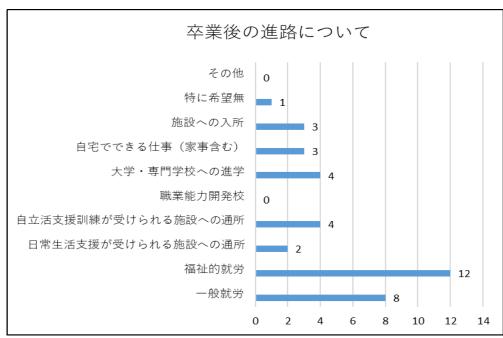
保育園・こども園・学校に望むことについては、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が全体の34%、「就学・進路相談等体制の充実」が約27%と割合が高くなっています。



図表 24 園・学校に望むこと(複数回答)

(8) 卒業後の進路について

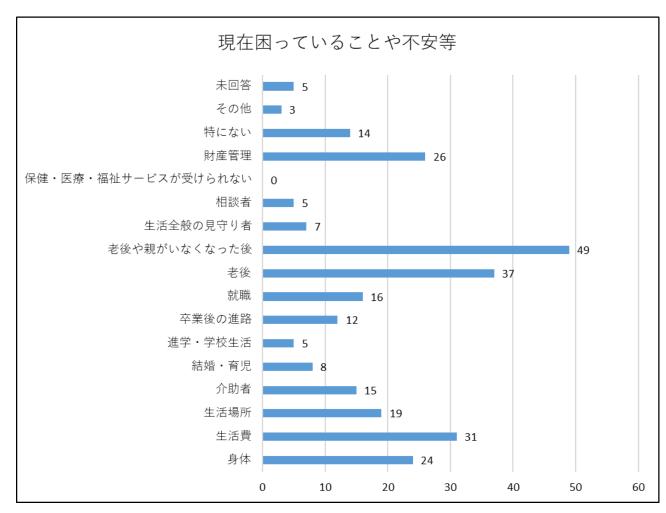
「福祉的就労」が32%、「一般就労」が21%と合計で全体の54%となっています。



図表 25 卒業後の進路について(複数回答)

(9) 現在困っていることや不安について

現在困っていることや不安については、「老後や親がいなくなった後」が約 18%、「老後」が約 14%、「生活費」が 11%となっています。

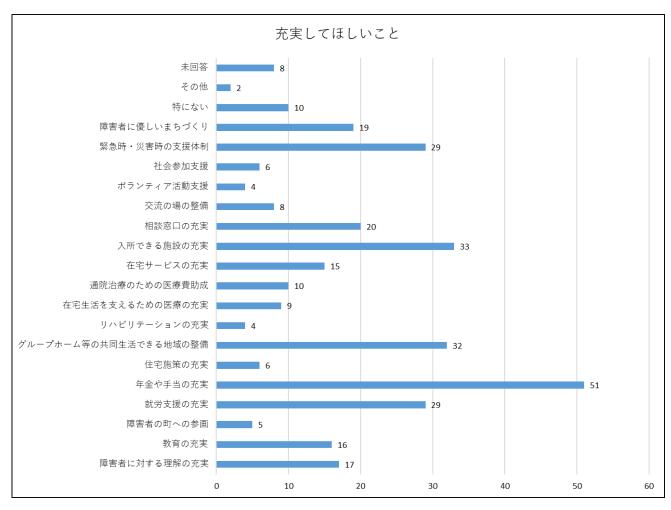


図表 26 現在困っていることや不安について(複数回答)

(10) 充実してほしいこと

充実しほてしいことについては、「年金や手当の充実」が約 15%、「入所できる施設の充実」と「グループホームなどの共同生活できる地域の整備」がそれぞれ約 10%となっています。

図表 27 充実してほしいこと(複数回答)



第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念

前計画に引き続き、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する「ノーマライゼーション社会」を実現するために、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて施策の展開を図ります。

障害者の自立と社会参加を促進し、 ノーマライゼーション社会を実現する

2. 基本目標

本計画は、障害者基本法第3条に基づき、次の3つを基本的な目標として掲げます。

(1) 社会参加の確保

全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2)地域での共生

全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、 地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) アクセシビリティの確保**

全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

*1 ノーマライゼーション

「障害者や社会的少数者を特別視、特異視するのではなく、障害のない人と同じように社会で暮ら していくこと」を目指す考え方

*2 アクセシビリティ

誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること

3. 基本的な視点計画の位置づけ

本計画は、各分野に共通する横断的な視点として、次の4つを踏まえて推進します。

(1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、重度の知的障害者、精神障害者においても個人の意思があるということを踏まえて、障害者本人が適切に意思決定を行い、支援する側の判断のみで支援を進めるのではなくその意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、 雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行いま す。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。また、発達障害、難病、高次脳機能障害、視覚障害、聴覚障害等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

(4) バリアフリー化の推進

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会 的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アク セシビリティの向上を図ります。

また、平成28 (2016) 年に施行された障害者差別解消法及び令和2 (2020) 年に改正された障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や地域住民の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

1. 計画の基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの 実施

障害者等が、必要な障害福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、町内でのサービス提供体制の充実に努めます。

また、町内で提供されていないサービスについては、近隣市町との連携や県の支援により、必要なサービスを確保するよう努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等の取組を推進します。

また、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることから、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差

別に関する相談体制の強化を図るとともに、障害を理由とする差別の解消について、住民の 関心と理解を深めるために必要な啓発活動に取り組みます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6)障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高めるための研修や多職種間との連携の推進を行い、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいけるよう体制の構築を図ります。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み定着

障害者による情報の取得利用・意思疎通を促進するため関係機関と連携を図りながら、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図れるよう取り組みます。

2. 障害福祉サービス等に関する成果目標

国の基本指針では、下記7項目の成果目標設定が求められています。本計画では、これまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和8年度を目標年度として成果目標を設定することとします。

成果目標1 施設入所者の地域生活へ移行

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標3 地域生活支援の充実

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等 成果目標

成果目標 5 障害児支援の提供体制整備等

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

前計画では、令和5年度末までに、1人を地域生活へ移行することを目標としていました。令和4年度末までの地域生活移行者数は0人で、令和4年度末までの目標値は未達成となっています。引き続き、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行及び施設入所者の支援をします。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

成果目標:福祉施設入所者の地域生活への移行

≪ 施設 ≫



令和 4 年度末現在の施設入所者 数

22人(A)

令和8年度末の施設入所者数

20 人 (D)=(A)-(B)+(C)

« 地域 »



目標① 令和8年度末までの地域生活移行者数

3人 (B) ((A)の 6%以上)

※ 新たな入所施設利用者数 1 人 (C)

目標② 令和8年度末までの削減数

2人(A)-(D)((A)の5%以上)

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

【目標値設定の考え方】

・国の基本指針に基づき、令和8年度末までの地域生活移行者数が、令和4年度末の施設入所者数(22名)の6%以上で3名とし、施設入所者数を令和4年度末時点(22名)から5%以上で2名削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

前回の計画では、令和5年度までに協議の場を年6回開催し、参加者数25人、協議の場における目標設定及び評価の実施回数1回と設定しておりましたが、コロナ禍であった事もあり、開催数、人数は達成できませんでした。

本計画では引き続き精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を 構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を 構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ご と(医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを 設定する。

成果目標:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6 回/年
日標値(第6期)	協議の場の参加者数	25 人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 🛭
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4 回/年
実績値	協議の場の参加者数	24 人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 🛭
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	8回/年
目標値 (第7期)	協議の場の参加者数	24 人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度、下段が令和8年度。

参加人数:中讃西部圏域内(自治体、包括支援センター、相談支援事業所、病院、社会福祉協議 会)

【目標値設定の考え方】

・精神障害者が安心して暮らせる地域の実現を目指し、具体的な制度の見直しや仕組み の検討を進めるために、定期的な協議の場を設けることを基本とします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】

前回の計画では、令和5年度末までに中讃西部圏域内に1つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしており、令和4年度にこの目標を達成することができました。今回の計画では、令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める、という新しい目標を加えて引続き機能の充実を図っていきます。

①地域生活支援拠点の整備

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなど、より効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

成果目標:地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標値	中讃西部圏域内の地域生活支援拠点等の確保数	1 か所
(第6期)	運用状況の検証及び検討回数	12 回/年
実績値	中讃西部圏域内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
入祝	運用状況の検証及び検討回数	12 回/年
目標値	中讃西部圏域内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
(第7期)	運用状況の検証及び検討回数	12 回/年

[※]実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。強度行動障害支援体制に向けての協議会も含む。

【目標値設定の考え方】

・国の基本指針に基づき地域生活支援拠点等を1か所確保することが達成できたため、 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制 の整備を進めることを新たに目標に加え、機能の充実を図る。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

① 福祉施設から一般就労への移行

前回の計画では、令和5年度までに就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 を1人以上にすることとしており、達成することができました。

今回の計画でも引き続き就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数の数値 目標を設定します。

【国の基本指針】

・令和8年度中に就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍(A型)、概ね1.28倍(B型)以上を目指すことを基本とする。

成果目標:一般就労への移行

目標値	令和 5 年度の年間一般就労移行者数	1 1
(第6期)	(令和元年度実績の 1.27 倍以上)	
安建坊	令和3年度の年間一般就労移行者数	2人
実績値	令和3年度末現在の就労移行支援事業利用者数	4人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	2 人
(第7期)	(令和3年度実績の1.28 倍以上)	

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。

【目標値設定の考え方】

・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2人以上にすることを基本とします。

② 就労定着支援事業の利用者数

前計画では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしており、達成することができました。本計画においては、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】

・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.14 倍以上とすることを基本とする。

成果目標:就労定着支援事業

目標値 (第6期)	令和 5 年度の就労定着支援事業利用者数	1人
実績値	令和3年度の就労定着支援事業利用者数	1人
目標値 (第7期)	令和8年度の就労定着支援事業利用者数 (令和3年度実績の1.14倍以上)	2人

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。

【目標値設定の考え方】

・令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数を2人以上にすることを基本とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 【継続】

① 児童発達支援センターの設置及び地域社会への参加・包容(インクルージョン) の推進体制の構築

本町では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めています。

中讃西部圏域での児童発達支援センターの設置については達成できておりませんが、本 計画においても引き続き関係機関と連携しながら障害児のライフステージに応じた切れ目 のない支援を構築することを基本とします。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築することを基本とする。

成果目標:児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援 の充実【継続】

目標値	児童発達支援センターの設置(中讃西部圏域)	1 か所
(第6期)		実施
実績値	児童発達支援センターの設置(中讃西部圏域)	0 か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施
目標値	児童発達支援センターの設置(中讃西部圏域)	1 か所
(第7期)	保育所等訪問支援事業の実施	実施

[※]実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。

【目標値設定の考え方】

・令和8年度末までに児童発達支援センターを圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。

・保育所等訪問支援事業を利用できる体制整備に努める。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、現在のところ未達成となっており、引続き利用促進を図ることを基本とします。

【国の基本指針】

・令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基 本とする。

成果目標:主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保

目標値 (第6期)	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(中 讃西部圏域)	1 か所
実績値	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (中 讃西部圏域)	0 か所
目標値 (第7期)	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(中 讃西部圏域)	1 か所

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。

【目標値設定の考え方】

- ・令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

前回の計画から、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置は達成できましたが、コロナ禍であったため協議の場の提供については、達成できませんでした。

本計画では引続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、コーディネーターについても引き続き配置することを基本とします。

【国の基本指針】

・令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるととも に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

成果目標:主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保

目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(中讃西 部圏域)	設置
(第6期)		配置
実績値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(中讃西部圏域)	未設置
	 コーディネーターの配置	配置
目標値 (第7期)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(中讃西部圏域)	設置
(%) / (%)	コーディネーターの配置	配置

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度、目標値は令和8年度。

【目標値設定の考え方】

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、引き続き医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【継続】

① 総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化

前回の計画では、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続すること、地域の相談機関との連携強化の取組を継続することとしており、令和4年度末の実績としては、どちらも達成することができました。

本計画では令和8年度末までに地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、(複数市町村による共同設置を含む)地域の相談支援機関との体制強化に努めることを基本とします。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

令和8年度末までに協議会における個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・ 改善等を実施します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに各市町村は、地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、(複数市町村による共同設置を含む)地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とします。
 - ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において、地域の 相談支援体制の強化に努める。
- ・協議会において機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた、 地域サービスの基盤の開発、改善等に取り組めるよう協議会の体制を確保することを 基本とする。【新規】

成果目標:基幹相談支援センターの設置及び地域サービス基盤の開発・改善等

目標値 (第6期)	総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化	実施
実績値	総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化	実施
目標値	基幹相談支援センターの設置(中讃西部圏域)及び地域の相 談支援体制の強化	配置
(第7期)	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の 開発・改善等を実施	実施

※実績値は令和4年度、目標値は上段が令和5年度で下段が令和8年度。

【目標値設定の考え方】

・相談支援体制を充実・強化するため地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを圏域に設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強 化に努めることを目標とします。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【継続】

障害福祉サービスの多様化、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【国の基本指針】

・令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させ るための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用すると ともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③ 指導監査結果の関係市町との共有

県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

3. 障害福祉サービス等の事業量見込み

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向けて、サービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等も踏まえ、各種サービス事業量等を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月提供分までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人 /月:1か月当たりの利用人数

時間/月:1か月当たりの利用時間(時間=人×一人当たり平均利用時間)

人日/月:1か月当たりの利用日数(人日=人×一人当たり平均利用日数)

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護では、障害児者のいる家庭に対してヘルパーを派遣 し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの 家事援助を行います。
重度訪問介護	重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する 人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介 護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	同行援護では、移動が困難な視覚障害者等に対して、外出時 において同行し、移動の援護を行います。
行動援護	行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援では、障害支援区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

② 利用実績及び見込量

			第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和 3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
居宅介護	時間/月	518	505	510	515	520	525	
	人/月	18	22	23	24	25	26	
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	0	0	
同行援護	時間/月	28	35	40	45	50	56	
	人/月	4	4	4	5	5	5	
行動援護	時間/月	80	80	80	80	80	80	
132732112	人/月	1	1	1	1	1	1	
重度障害者等	時間/月	0	0	0	0	0	0	
包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	

- ○サービスの提供に向けて、指定障害福祉サービスの事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ○事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ○障害者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ○ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供される ように働きかけます。
- ○ホームへルパー養成講習を実施することにより人材を育成し、サービス提供量の確保に努めます。
- ○利用実績等がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り 起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できる よう、 サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

名称	概要
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	機能訓練では地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	生活訓練では地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します【新サービス】
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	就労継続支援A型では就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一方、就労継続支援B型では企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労している障害者が職場に定着できるよう、生活面を 含め、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援 を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要と する人であって①障害支援区分6で、気管切開をともなう人

	工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5 以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び 日常生活上の援助を行います。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害児(者)に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 利用実績及び見込量

		,	第6期実績	± 貝	穿	第7期見込量			
	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
生活介護	人日/ 月	1019	932	1020	1021	1022	1023		
	人/月	52	47	57	58	59	60		
自立訓練(機能	人日/ 月	0	0	0	0	0	0		
訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0		
自立訓練(生活	人日/ 月	0	0	0	0	0	0		
訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0		
就労選択支援	人/月	0	0	0	1	1	1		
就労移行支援	人日/ 月	64	63	20	40	50	55		
	人/月	4	3	1	2	3	3		
就労継続支援A 型	人日/ 月	57	110	111	112	113	114		
至	人/月	3	6	6	6	6	7		
就労継続支援B 型	人日/ 月	815	781	782	783	784	785		
至	人/月	45	41	41	42	42	43		
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	1	1		
療養介護	人/月	8	7	7	7	7	7		
福祉型短期入所	人日/ 月	57	47	48	49	50	51		
	人/月	3	5	5	5	6	6		
医療型短期入所	人日/ 月	0	0	0	0	0	0		
	人/月	0	0	0	0	0	0		

【見込み量を確保するための方策】

- ○サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ○事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ○障害者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- ○職場の開拓(企業の受入態勢)、職場での定着支援、地域の方々への障害や障害者に対する理解の啓発、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への受入に対する啓発、事業所同士の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制の強化に努めます。
- ○利用実績等がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り 起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できる よう、 サービス提供体制の確保に努めます。

(3)居住系サービス

① サービスの概要

名称	概要
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活援助(グループホーム)では就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある人・精神障害のある人・身体障害のある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力に より単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況に より通所することが困難な人または生活介護の対象者に対し て、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行いま す。

② 利用実績及び見込量

		第 6 期実績			第7期見込量		
	単位		令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	18	18	18	19	19	19
精神障害者の共同生活援助	人/月	8	7	7	7	7	7
施設入所支援	人/月	21	20	21	21	21	21

- ○グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけるとともに、町有財産等の既 存施設の有効活用も検討しながら当該施設の確保に努めます。
- ○サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ○障害者の地域生活への移行について地域住民の理解を深め、周知を図ります。
- ○利用実績等がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り 起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できる よう、 サービス提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

① サービスの概要

名称	概要
地域移行支援	地域移行支援は、施設入所の障害者及び入院中の精神障害者 に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行する ための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	地域定着支援は、一人暮らし等の障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。
計画相談支援	計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

② 利用実績及び見込量

		Ŝ	第6期実 績	其	第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	人/月	141	139	139	140	141	142

- ○相談支援事業所と連携しながら、計画相談支援等の推進に努めていきます。
- ○関係機関との連携を図り、対象者の積極的なサービス利用の促進に努めます。
- ○利用実績等がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り 起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できる よう、 サービス提供体制の確保に努めます。相談支援事業所と連携しながら、計画相談 支援等の推進に努めていきます。

4. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向けて、児童福祉法を根拠とする障害児を対象としたサービスについて、障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援)と障害児入所支援 (福祉型・医療型)に分かれています。

① サービスの概要

名称	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター 等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会 との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	こども園等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童と の集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支 援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援 を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達 支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を 行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行います。
障害児相談支援	障害児が障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするとき の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連 絡調整等を行います。

② 利用実績及び見込量

		Ā	第2期実績	主貝	第	3期見込	星
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
児童発達支援	人日/月	93	67	73	74	75	76
	人/月	10	9	10	11	12	13
放課後等デイサービス	人日/月	256	324	294	300	305	310
	人/月	24	27	25	26	27	28
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	41	43	41	41	41	41

- ○身近な地域で関係機関との連携を図り、支援を必要とする対象者の積極的なサービス利用 の促進に努めます。
- ○サービスの提供に向けて、障害児福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- ○事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ○利用実績等がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り 起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できる よう、 サービス提供体制の確保に努めます。

5. 地域生活支援事業の事業量見込み

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向けて、本町では、障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 必須事業

① サービスの概要

名称	概要
	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる 「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深め るため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。
理解促進研修・啓発事業	特に、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害者等に対する不当な差別の禁止や合理的配慮の提供等について広報啓発を行います。また、まんのう町障害者虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、再発の防止等の理解促進に努めます。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、 必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した 生活ができるよう支援するものです。
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障害者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携を図りながら成年後見制度の内容の周知及び利用促進に努めます。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる 法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活 用も含めた法人後見の活動を支援するものです。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通 訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する 事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
日常生活用具給付事業	障害者等であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

名称	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者と して期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話 奉仕員の養成研修をします。
地域活動支援センター事業	障害者が、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会と の交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援し ます。

名称	概要
移動支援事業	障害のある人が、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための外出に伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障害のある人の自立生活及び社会参加を促進していきます。

② 利用実績及び見込量

1) 理解促進研修・啓発事業

)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	É	第6期実績	其	第	7期見込	量
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
理解促進研修・啓発事 業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

2) 自発的活動支援事業

)// / I	第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

3) 相談支援事業

		Ŝ	第6期実績	基	第	7期見込	量
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター の設置	実施の 有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有

4) 成年後見制度利用支援事業

	W / I.	É	育 6 期実績	其	第	7期見込	量
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
成年後見制度利用支援 事業	件/年	0	0	0	1	1	1

5) 成年後見制度法人後見支援事業

		第 6 期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
成年後見制度法人後見 支援事業	件/年	0	0	0	0	1	1

6) 意思疎通支援事業

)), (I.	第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
手話通訳者·要約筆記 者派遣事業	件/年	56	41	41	41	41	41

7) 日常生活用具給付等事業

		第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
介護訓練支援用具	件/年	3	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	7	2	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	1	1	1	1
情報·意思疎通支援用 具	件/年	39	35	34	34	34	34
排泄管理支援用具	件/年	673	567	566	566	566	566
居宅生活動作補助用具	件/年	2	1	1	1	1	1

8) 手話奉仕員養成研修事業

	274.	Ŝ	第6期実績	其	第	7期見込	量
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	2	1	1	1	1

9)移動支援事業

))/ /I	第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和 3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
移動支援事業	人/月	14	14	14	14	14	14

10) 地域活動支援センター

		第6期実績			第7期見込量		
	単位		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター 事業 (I型)	人/月	10	10	10	10	10	10
地域活動支援センター 事業 (II型)	人/月	2	1	1	1	1	1
地域活動支援センター 事業 (Ⅲ型)	人/月	7	6	6	6	6	6

- ○相談支援事業は、委託相談支援事業所で行い、障害者の相談窓口として三障害全てに対応 します。
- ○意思疎通支援事業(手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣)は、関係団体と協力して行います。
- ○移動支援事業は、町内、町外の指定事業所で対応し、見込み量を確保します。
- ○その他の地域生活支援事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

(2) 任意事業

① サービスの概要

名称	概要
福祉ホームの運営	家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅で生活することが困難な障害者で 現に住居を求めている人に対して、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。福祉事務所など関係機関との連絡・調整なども行います。
訪問入浴サービス	在宅で入浴することが困難な身体障害者に訪問による居宅においての入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域における障害者の生活を支援します。
日中一時支援	町内に住所を有する在宅の障害のある人であって、原則として日中において監護する人がいないことにより、一時的に見守り支援が必要と認める者に対し日中一時預かりに係る費用の一部を助成します。

② 利用実績及び見込量

1)福祉ホームの運営

	W. 11.	第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和 3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
福祉ホームの運営	人/月	1	1	1	1	1	1

2) 訪問入浴サービス

))/ / I	第6期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
訪問入浴サービス	人/月	1	1	1	1	1	1

3) 日中一時支援事業

		第 6 期実績			第7期見込量		
	単位	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
日中一時支援	人/月	2	4	4	5	6	7

- ○日中一時支援事業は、町内、町外の指定事業所で対応し、見込み量を確保します。
- ○その他の地域生活支援事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

第6章 計画の推進と評価

1. 計画の推進

(1) 庁内関係機関との連携

障害者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、福祉保険課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また、障害者や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。また、地域で活動している人材を発掘し、連携、支援します。

(3) 中讃西部地域自立支援協議会の活用

丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町が合同で設置している、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「中讃西部地域自立支援協議会」により、地域の関係機関によるネットワークを構築し、本計画の具体化に向けた協議などを行います。

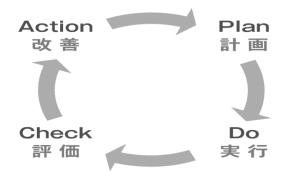
2. 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方針

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画、実施後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。

このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、中讃西部地域自立支援協議会において報告、点検・評価を実施し、進行管理を行っていきます。

■PDCAサイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Action)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

(2) 点検・評価の方法

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

また、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、また、評価結果を広く住民に公表することで、進行管理の透明性を図ります。

まんのう町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 29 年 8 月 4 日告示第 84 号)

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、まんのう町障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、保健、福祉及び医療に関する機関又は団体及び地域等の代表のうちから町長に委嘱又は任命された委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保険課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月4日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この告示による最初の委員会の会議は、第6条の規定に関わらず町長が招集する。

まんのう町障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 名	備考
1	長森 正志	まんのう町副町長	委員長
2	真鍋 隆	まんのう町民生委員協議会長	副委員長
3	森 佳司	中讃保健福祉事務所保健対策第二課長	
4	冨田 智子	しょうがい者生活支援センター ふらっと センター長	
5	竹安 恵美	障害福祉サービス事務所 かりん園 施設長	
6	細原 敬弘	まんのう町社会福祉協議会 事務局長	
7	松原 良廣	まんのう町身体障害者相談員	
8	田中 阿佐実	まんのう町知的障害者相談員	
9	山下 ひふみ	まんのう町知的障害者相談員	
10	井上 勝之	まんのう町教育委員会教育長	
11	松本学	まんのう町健康増進課長	
12	大森 千夏	まんのう町健康増進課保健師	

まんのう町

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年2月